

フレックス工期による契約方式に係る事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、和歌山県が発注する建設工事の一部において、フレックス工期による契約方式（任意着手方式（受注者が一定の期間内で着工日（工期の始期日をいう。以下同じ。）を選択できる方式をいう。以下同じ。）又は発注者指定方式（発注者が着工日を指定する方式をいう。以下同じ。）のいずれかを選択できるものとし、その内容が書面に明記された契約方式をいう。以下同じ。）を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 フレックス工期による契約方式を適用可能とする建設工事（以下、「対象工事」という。）は、一般競争入札方式で調達する工事のうち、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 一定の期間内で受注者が着工日を選択可能とすること又は発注者が着工日を指定することが有益と認められること。
- (2) 工事用地及び工事の施工上必要な用地が確保されていること。
- (3) 契約締結日を着工日とした場合の完成期限日（工期の終期日をいう。以下同じ。）と着工期限日（受注者の着工の期限となる日をいう。以下同じ。）を着工日とした場合の完成期限日が同一年度になること。ただし、繰越可能な場合を除く。
- (4) 緊急性がないこと。

(方式の選定及び着工日等の設定)

第3条 発注者は、任意着手方式又は発注者指定方式から適用する方式を選定する。

2 任意着手方式を選定した場合の取扱は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 発注者は、着工期限日をあらかじめ定め、入札公告等によりこれを明示しなければならない。
- (2) 着工期限日は、当該入札の落札予定日（入札公告時における落札予定日をいい、低入札価格調査等で落札予定日を変更する場合を含まない。）から90日以内の日としなければならない。
- (3) 対象工事の入札において、最低価格入札者等（予定価格の制限の範囲内の価格で最低価格をもって入札した者又は総合評価落札方式の場合は評価値の最も高い入札者をいう。以下同じ。）となった者で、フレックス工期を選択する者は、「建設工事に係る条件付き一般競争入札（事後審査・電子入札方式）実施要領」（平成19年6月1日施行）第15条に規定する技術資料（総合評価落札方式の場合は、同要領第24条による読替えの第15条に規定す

る書面による技術提案)等の提出時に、着工日を記載した着工日通知書(別記様式)を添付し、発注者に通知しなければならない。

なお、落札決定後に当該通知書により通知された着工日を、契約書の着工日として記載するものとする。ただし、当該通知書により通知された着工日が契約日以前の日である場合は、契約日を契約書の着工日として記載するものとする。

(4) 前号において、最低価格入札者等は、落札予定日から着工期限日までの期間で任意の日を着工日として発注者に通知することができる。

(5) 着工期限日から完成期限日までの期間は、発注者が定める工事期間(標準工期又は積上げ工期の日数をいう。)を確保することとする。

3 発注者指定方式を選定した場合の取扱は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 発注者は、着工日をあらかじめ定め、入札公告等によりこれを明示しなければならない。

(2) 着工日は、当該入札の落札予定日(入札公告時における落札予定日をいい、低入札価格調査等で落札予定日を変更する場合を含まない。)から90日以内の日としなければならない。

第4条 削除

(前金払の取扱い)

第5条 受注者は、着工日の14日前の日以降でなければ対象工事の前払金を請求できない。

(着工日前の取扱い)

第6条 契約日から着工日の前日までの期間の対象工事の現場の管理は、発注者の責任において行うものとする。

2 受注者は、契約日から着工日の前日までの期間中、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、対象工事に着手してはならない。

(技術者の取扱い)

第7条 契約日から着工日の前日までの期間は、主任技術者、監理技術者及び現場代理人を配置することを要しない。

2 主任技術者又は監理技術者の専任配置にかかる取扱いについては、「フレックス工期による契約方式を適用する工事における配置予定技術者の取扱いについて」(平成28年5月25日付け技第05240004号)によるものとする。

(着工日に主任技術者、監理技術者及び現場代理人を配置できない場合の取扱い)

第8条 前工事の完成が遅れる等、着工日に主任技術者、監理技術者及び現場代理人を配置できない場合の取扱いは、次の各号に定めるとおりとする。

(1) その事由が受注者の責めによる場合、発注者は、和歌山県建設工事事務規程(昭和49

年和歌山県訓令第16号)別記第3号様式の建設工事請負契約書第44条第1号の規定により、フレックス工期による契約を解除することができる。

(2) その事由が受注者の責めによらない場合、工事中における受注者の責によらない工期延期等と同様に、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(経費の負担)

第9条 フレックス工期による契約方式の実施により増加する経費は、受注者の負担とする。

(その他)

第10条 この要領に定めのない事項については、知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年3月11日から施行し、平成28年4月1日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則

この要領は、平成28年5月27日から施行し、平成28年6月1日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則

この要領は、令和元年12月26日から施行し、施行日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現に存する様式の用紙は、当分の間、これを調整して使用することができる。

附 則

この要領は、令和4年5月10日から施行し、令和4年6月1日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。